市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大西一史

		起点		重要な
議案番号	路線名			経過地
議第113号	楡木3丁目	北区楡木3丁目1418番9	地先	
	第14号線	北区楡木3丁目1418番16	地先	
議第114号	楡木6丁目	北区楡木6丁目2155番78	地先	
	第3号線	北区楡木6丁目2155番17	地先	
議第115号	楡木6丁目	北区楡木6丁目2155番82	地先	
	第4号線	北区楡木6丁目2155番76	地先	
議第116号	高平2丁目	北区高平2丁目436番5	地先	
	第32号線	北区高平2丁目436番9	地先	
議第117号	御幸笛田3丁	南区御幸笛田3丁目1228番10	地先	
	目 第 9 号線	南区御幸笛田3丁目1228番4	地先	
議第118号	上代3丁目	西区上代3丁目751番2	地先	
	第2号線	西区上代3丁目751番6	地先	
議第119号	楠野町	北区楠野町516番13	地先	
	第19号線	北区楠野町516番3	地先	
議第120号	下硯川町	北区下硯川町1881番1	地先	
	第41号線	北区下硯川町1882番1	地先	
議第121号	護藤町	南区護藤町1274番2	地先	
	第45号線	南区護藤町1225番11	地先	
議第122号	護藤町	南区護藤町1225番5	地先	
	第46号線	南区護藤町1225番7	地先	

議案番号	12夕 《白 夕	起	点	重要な
	路線名	終	点	経過地
議第123号	砂原町	南区砂原町575番7	地先	
	第14号線	南区砂原町560番2	地先	
議第124号	八分字町	南区八分字町3342番8	地先	
	第36号線	南区八分字町3342番3	地先	
議第125号	古閑	南区富合町古閑841番3	地先	
	第12号線	南区富合町古閑837番1	5 地先	
議第126号	釈迦堂	南区富合町釈迦堂606番	地先	
	第12号線	南区富合町釈迦堂634番	:11 地先	
議第127号	島田	南区城南町島田101番2	地先	
	第15号線	南区城南町島田101番5	地先	
議第128号	滴水	北区植木町滴水1699番	:18 地先	
	第43号線	北区植木町滴水1699番	:20 地先	
議第129号	今吉野	南区城南町今吉野767番	: 2 地先]
	第22号線	南区城南町今吉野762番	:10 地先	
議第130号	島崎6丁目	西区島崎6丁目564番3	地先	
	第14号線	西区島崎6丁目452番5	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条 第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 払下げ